

令和3年さぬき市議会第1回臨時会議案

令和3年5月13日提出

市長提出議案

- 議案第28号 専決処分の承認について（さぬき市税条例等の一部改正）
議案第29号 専決処分の承認について（さぬき市介護保険条例の一部改正）
議案第30号 専決処分の承認について（令和2年度さぬき市病院事業会計補正予算（第5号））
議案第31号 専決処分の承認について（令和3年度さぬき市一般会計補正予算（第1号））
議案第32号 令和3年度さぬき市一般会計補正予算（第2号）について

議案第28号

専決処分の承認について（さぬき市税条例等の一部改正）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和3年5月13日提出

さぬき市長 大山茂樹

専 決 処 分 書

さぬき市税条例等の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年3月31日

さぬき市長 大 山 茂 樹

記

さぬき市税条例等の一部改正について

さぬき市税条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

さぬき市税条例等の一部を改正する条例

(さぬき市税条例の一部改正)

第1条 さぬき市税条例(平成14年さぬき市条例第53号)の一部を次のように改正する。

第34条の7第1項第4号中「(昭和32年法律第26号)」を削り、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の18の2第1項に規定する認定特定非営利活動法人等のうち、香川県内に主たる事務所を有するものに対する寄附金(当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)(規則で定めるものを除く。)

第36条の3の2第4項中「所得税法第198条第2項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす」に改め、「次条第4項」の次に「及び第53条の9第3項」を加える。

第36条の3の3第4項中「所得税法第203条の6第6項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「令第48条の9の7の3において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす」に改める。

第53条の8第1項第1号中「次条第2項及び」の次に「第3項並びに」を加える。

第53条の9に次の2項を加える。

3 第1項の退職手当等の支払を受ける者は、退職所得申告書の提出の際に經由すべき退職手当等の支払をする者が令第48条の18において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該退職所得申告書の提出に代えて、当該退職手当等の支払をする者に対し、当該退職所得申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

4 前項の規定の適用がある場合における第2項の規定の適用については、同項中「退職所得申告書が」とあるのは「退職所得申告書に記載すべき事項を」と、「支払をする者に受理されたとき」とあるのは「支払をする者が提供を受けたとき」と、「受理された時」とあるのは「提供を受けた時」とする。

第81条の4第1号及び第2号中「同条第4項」の次に「又は第5項」を加える。

附則第10条の2第3項中「附則第15条第26項」を「附則第15条第23項」に改め、同条第4項中「附則第15条第27項第1号」を「附則第15条第24項第1号」に改め、同条第5項中「附則第15条第27項第2号」を「附則

第15条第24項第2号」に改め、同条第6項中「附則第15条第27項第3号」を「附則第15条第24項第3号」に改め、同条第7項中「附則第15条第28項第1号」を「附則第15条第25項第1号」に改め、同条第8項中「附則第15条第28項第2号」を「附則第15条第25項第2号」に改め、同条第9項中「附則第15条第30項第1号イ」を「附則第15条第27項第1号イ」に改め、同条第10項中「附則第15条第30項第1号ロ」を「附則第15条第27項第1号ロ」に改め、同条第11項中「附則第15条第30項第1号ハ」を「附則第15条第27項第1号ハ」に改め、同条第12項中「附則第15条第30項第1号ニ」を「附則第15条第27項第1号ニ」に改め、同条第13項中「附則第15条第30項第2号イ」を「附則第15条第27項第2号イ」に改め、同条第14項中「附則第15条第30項第2号ロ」を「附則第15条第27項第2号ロ」に改め、同条第15項中「附則第15条第30項第2号ハ」を「附則第15条第27項第2号ハ」に改め、同条第16項中「附則第15条第30項第3号イ」を「附則第15条第27項第3号イ」に改め、同条第17項中「附則第15条第30項第3号ロ」を「附則第15条第27項第3号ロ」に改め、同条第18項中「附則第15条第30項第3号ハ」を「附則第15条第27項第3号ハ」に改め、同条第19項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第30項」に改め、同条第20項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第34項」に改め、同条第21項中「附則第15条第39項」を「附則第15条第35項」に改め、同条第22項を削り、同条第23項中「附則第15条第47項」を「附則第15条第42項」に改め、同項を同条第22項とし、同条中第24項を第23項とし、第25項を第24項とする。

附則第11条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第11条の2の見出し中「令和元年度又は令和2年度」を「令和4年度又は令和5年度」に改め、同条第1項中「令和元年度又は令和2年度分」を「令和4年度分又は令和5年度分」に改め、同条第2項中「令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地」を「令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地」に、「令和2年度分」を「令和5年度分」に改める。

附則第12条の前の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「加算した額」の次に「(令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額)」を加え、同条第2項及び第3項中「平成30年度から令和2年度までの各年度分」を「令和4年度分及び令和5年度分」に改め、同条第4項及び第5項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第13条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「定める率を乗じて得た額」の次に「。以下この項において同じ。」を、「負担調整率を乗じて得た額」の次に「（令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を加える。

附則第15条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条第2項中「令和3年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附則第15条の2中「同条第4項」の次に「又は第5項」を加え、「令和3年3月31日」を「令和3年12月31日」に改める。

附則第15条の2の2第2項中「同条第2項」の次に「又は第3項」を、「同条第4項」の次に「又は第5項」を加える。

附則第16条第1項中「第5項」を「第8項」に改め、同条第2項中「、当該軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条第3項中「この項及び次項」を「この条」に改め、「、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条第4項中「、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条に次の3項を加える。

6 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（自家用の乗用のものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

7 法附則第30条第7項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（営業用の乗用のものに限る。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、

第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

- 8 法附則第30条第8項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。附則第16条の2第1項中「第5項」を「第8項」に改める。附則第25条に次の1項を加える。

- 2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、「令和3年」とあるのは「令和4年」とする。

（さぬき市税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 さぬき市税条例の一部を改正する条例（令和2年さぬき市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条のうちさぬき市税条例第48条第10項の改正規定中「第321条の8第52項」を「第321条の8第60項」に、「同条第52項」を「同条第60項」に改め、同条第16項の改正規定中「第321条の8第61項」を「第321条の8第69項」に改める。

第2条のうちさぬき市税条例第50条第4項の改正規定中「又は第31項」に」の次に「、「第48条の15の5第4項」を「第48条の15の4第4項」に」を加える。

第2条のうちさぬき市税条例第52条の改正規定中「第52条第4項」を「第52条第3項中「第48条の15の5第4項」を「第48条の15の4第4項」に改め、同条第4項」に改める。

第2条のうちさぬき市税条例附則第3条の2第2項の改正規定の次に次のように加える。

附則第4条第1項中「及び第4項」及び「又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限」を削り、同条第2項中「又は法第321条の8第4項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間」を削る。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後のさぬき市税条例（以下「新条例」という。）

第34条の7の規定は、市民税の所得割の納税義務者が令和3年1月1日以後に支出する寄附金について適用し、同日前に支出した寄附金については、なお従前の例による。

2 新条例第36条の3の2第4項の規定は、この条例の施行の日（以下この条及び附則第4条第1項において「施行日」という。）以後に行う同条第4項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日以前に行った第1条の規定による改正前のさぬき市税条例（次項において「旧条例」という。）第36条の3の2第4項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。

3 新条例第36条の3の3第4項の規定は、施行日以後に行う新条例第36条の3の2第4項に規定する電磁的方法による新条例第36条の3の3第4項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日以前に行った旧条例第36条の3の2第4項に規定する電磁的方法による旧条例第36条の3の3第4項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）の施行の日から令和3年3月31日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第41項に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条第41項に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条第41項に規定する機械装置等（以下この項において「機械装置等」という。）（中小事業者等が、同条第41項に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により機械装置等を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条第41項に規定する先端設備等に該当する機械装置等を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該機械装置等を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、施行日以後に取

得された 3 輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、施行日前に取得された 3 輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

- 2 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和 3 年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和 2 年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

議案第 29 号

専決処分の承認について（さぬき市介護保険条例の一部改正）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 3 年 5 月 13 日提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

専 決 処 分 書

さぬき市介護保険条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年3月31日

さぬき市長 大 山 茂 樹

記

さぬき市介護保険条例の一部改正について

さぬき市介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

さぬき市介護保険条例の一部を改正する条例

さぬき市介護保険条例（平成14年さぬき市条例第131号）の一部を次のように改正する。

附則第8条第1項中「令和3年3月31日」を「令和4年3月31日」に改め、同項第1号中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症（次号において「新型コロナウイルス感染症」という。）」を「新型コロナウイルス感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。次号において同じ。）」に改め、「維持する者」の次に「（以下「主たる生計維持者」という。）」を加え、同項第2号中「第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者」を「主たる生計維持者」に改め、同号ア中「事業収入等のいずれか」を「主たる生計維持者の事業収入等のいずれか」に改め、同号イ中「減少する」を「主たる生計維持者の合計所得金額（令第22条の2第1項に規定する合計所得金額をいう。）のうち、減少する」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 令和2年度以前の年度分の保険料の減免に係る改正後の附則第8条第1項の規定の適用については、同項第2号イ中「令第22条の2第1項」とあるのは、「健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和2年政令第381号）第7条の規定による改正前の令第22条の2第1項」とする。

議案第30号

専決処分の承認について（令和2年度さぬき市病院事業会計補正
予算（第5号））

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙の
とおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和3年5月13日提出

さぬき市長 大山茂樹

専 決 処 分 書

令和2年度さぬき市病院事業会計補正予算（第5号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年3月31日

さぬき市長 大山茂樹

記

令和2年度さぬき市病院事業会計補正予算（第5号）について

令和2年度さぬき市病院事業会計補正予算（第5号）を別冊のとおり定める。

令和2年度

さぬき市病院事業会計補正予算(第5号)

香川県さぬき市

令和 2 年度 さぬき市病院事業会計補正予算（第 5 号）

（総則）

第 1 条 令和 2 年度さぬき市病院事業会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第 2 条 予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
収 入			
第 1 款 病院事業収益	4,985,259 千円	90,000 千円	5,075,259 千円
第 2 項 医業外収益	958,561 千円	70,000 千円	1,028,561 千円
第 3 項 特別利益	90,639 千円	20,000 千円	110,639 千円
支 出			
第 1 款 病院事業費用	5,073,529 千円	20,000 千円	5,093,529 千円
第 3 項 特別損失	103,549 千円	20,000 千円	123,549 千円

（他会計からの補助金）

第 3 条 予算第 8 条で定めた他会計からの補助金を次のとおり補正する。

（摘 要）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
（ 1 3 ） 新型コロナウイルス感染症患者等			

入院受入医療機関緊急支援事業補助
金

0 千円

90,000 千円

90,000 千円

令和3年3月31日専決

さぬき市長 大 山 茂 樹

令和2年度さぬき市病院事業会計予算実施計画

収益的収入及び支出

収 入

(単位:千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 病院事業収益			4,985,259	90,000	5,075,259	病院事業の総収益
	2. 医 業 外 収 益		958,561	70,000	1,028,561	医業活動以外の収益
		3. 補 助 金	501,257	70,000	571,257	新型コロナウイルス感染症患者等入院受入医療 機関緊急支援事業補助金
	3. 特 別 利 益		90,639	20,000	110,639	
		3. その他特別利益	90,619	20,000	110,619	新型コロナウイルス感染症患者等入院受入医療 機関緊急支援事業補助金

支 出

(単位:千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 病院事業費用			5,073,529	20,000	5,093,529	病院事業の総費用
	3. 特 別 損 失		103,549	20,000	123,549	
		3. その他特別損失	103,529	20,000	123,529	新型コロナウイルス感染症対応特別一時金

議案第31号

専決処分の承認について（令和3年度さぬき市一般会計補正予算
（第1号））

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和3年5月13日提出

さぬき市長 大山茂樹

専 決 処 分 書

令和3年度さぬき市一般会計補正予算（第1号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年4月15日

さぬき市長 大山茂樹

記

令和3年度さぬき市一般会計補正予算（第1号）について

令和3年度さぬき市一般会計補正予算（第1号）を別冊のとおり定める。

令和3年度さぬき市一般会計補正予算
(第 1 号)

第1表 歳入歳出予算補正

香川県さぬき市

令和3年度さぬき市一般会計補正予算（第1号）

令和3年度さぬき市一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ34,100千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24,634,100千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年4月15日専決

さぬき市長 大 山 茂 樹

第 1 表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
55. 国庫支出金		2,448,173	34,100	2,482,273
	10. 国庫補助金	330,530	34,100	364,630
歳入	合計	24,600,000	34,100	24,634,100

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15. 民生費		7,442,401	34,100	7,476,501
	10. 児童福祉費	2,952,849	34,100	2,986,949
歳出	合計	24,600,000	34,100	24,634,100

議案第 3 2 号

令和 3 年度さぬき市一般会計補正予算（第 2 号）について

令和 3 年度さぬき市一般会計補正予算（第 2 号）を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 3 年 5 月 1 3 日提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

令和3年度さぬき市一般会計補正予算
(第 2 号)

第1表 歳入歳出予算補正

香川県さぬき市

令和3年度さぬき市一般会計補正予算（第2号）

令和3年度さぬき市一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ69,300千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24,703,400千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年5月13日提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

第 1 表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
55. 国庫支出金		2,482,273	37,200	2,519,473
	10. 国庫補助金	364,630	37,200	401,830
75. 繰入金		2,516,041	32,100	2,548,141
	10. 基金繰入金	2,514,934	32,100	2,547,034
歳入	合 計	24,634,100	69,300	24,703,400

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15. 民生費		7,476,501	37,200	7,513,701
	10. 児童福祉費	2,986,949	37,200	3,024,149
20. 衛生費		2,653,359	26,600	2,679,959
	5. 保健衛生費	1,269,992	26,600	1,296,592
35. 商工費		578,995	5,500	584,495
	5. 商工費	578,995	5,500	584,495
歳出	合計	24,634,100	69,300	24,703,400